田野中学校いじめ防止基本方針

令 和 ８ 年 １ 月 ３ １ 日

目　　次

はじめに　1

第１　いじめ防止等（いじめを防ぐことや、早く見つけて解決する）のために知っておくべきこと

１　田野中学校いじめ基本方針がめざすところ・・・・・・・・・・・・・・・・　２
２　いじめとは（いじめの定義）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３　基本方針の目標と大切にしたい視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
⑴　生徒の変化に気づく力を高める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
⑵　生徒たちが「夢」や「志」をもてる社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・　４
⑶　人と人との結びつきを強める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
⑷　みんなで生徒を守り、育む・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
⑸　大人自身が、余裕を持って生徒に接する・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
４　本校いじめの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第２　いじめ防止等の取組

１　いじめ防止等の取組のための組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
⑴　組織の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
⑵　組織（校内支援委員会）の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
⑶　組織（校内支援委員会）の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
２　いじめ防止等の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
⑴　いじめをさせない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
⑵　いじめに気づく・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
⑶　いじめに対応する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

第３　いじめ対応の共通理解および組織的・計画的な実施

１　方針やと取組の検証と評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
２　チェックリストの作成・実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
３　いじめの発見から解決まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
４　年間指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

第４　重大事態への対処

１　町教委又は学校による調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
⑴　重大事態の発生と調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
⑵　調査結果の提供及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

参考資料

２　調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置・・・・・・・・・・・・　２５

はじめに－いじめに関する基本的な考え方－

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を奪い、子どもたちの心と身体の成長や、一人の人間となる成長過程に大きな影響を与えるものです。場合によっては、いじめられた子どもの生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれもあります。

いじめは、大人社会にある暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといったものと同じ社会問題です。また、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を認めていると思われるような行動や言動を許したり、「自分とは違う、合わない」という理由で特定の人を差別したりといった、大人の行動や言動が、子どもに影響を与えているということも言われています。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どものお手本となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を身に付けることが必要です。あわせて、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもって、一人一人の大人がその役割と責任を自覚しなければなりません。

また、学校や学級で起こったいじめを子どもたちみんなが「他人事」ではなく「自分事」としてとらえ、いじめの解決をめざし、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて、自分の力を思う存分発揮できる学校づくりを進めなければなりません。

このような基本理念のもと、国において、いじめへの取組を一層進めるため、平成 25 年６月「いじめ防止対策推進法」が制定され、同年 10 月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。

令和４年に子ども指導提要が改訂され、子どもがなりたい自分をめざし、自分の幸せと社会の発展のために頑張れるよう大人が支えることの大切さが示されました。同年６月に成立した「こども基本法」では、子どもの権利を守ることや子どもが自分の意見を言える場面をつくらねばならないということが示され、このことが法律に位置づけられました。

田野町立田野中学校では、子ども等の尊厳を守るため、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第１３条の規定に基づき、国・高知県・田野町の基本方針を参酌するとともに、田野町の教育基本理念である「自分の可能性を信じ、夢に向かって努力できる子どもたちの育成」「心豊かで、たくましい人づくり」を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を改訂しました。

いじめ防止対策推進法　第１３条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

※参酌：他と比べ合わせて参考にすること

第１　いじめ防止等（いじめを防ぐことや、早く見つけて解決する）のために知っておくべきこと

１　田野中学校いじめ基本方針がめざすところ

田野町立田野中学校（以下「本校」という）いじめ防止基本方針は、法第１３条に基づいて、本校における「いじめを防ぎ早く見つけて解決するために大切にしたいこと」などをまとめたものです。

また、本校いじめ防止基本方針では、いじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく学校組織として一貫した対応となるよう、本校の基本的な取組を示しています。

２　いじめとは（いじめの定義）

（定義）いじめ防止対策推進法　第２条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

１つ１つの言動が、いじめか、いじめではないかを判断するには、例えば「けがをさせたからいじめだ」「嫌がっていないからいじめじゃないだろう」と形式的・表面的にとらえるのではなく、いじめられた生徒の立場に立ち、みんなで考えることが必要です。

この時に、いじめには、冷やかしやからかい、ＳＮＳでの誹謗中傷など、さまざまな形があることを念頭において、いじめか、いじめではないかを判断するに当たり、法第２条にある「心身の苦痛を感じているもの」のとらえを間違えないよう、気をつけなくてはなりません。例えば、本人が嫌な思いをしていたとしても、余計にいじめがエスカレートすることを恐れて「大丈夫だ。いじめられていない」と言ったりする場合もよくあります。こうしたことから、生徒の言葉だけで判断はできないということを念頭に置いたうえで、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

定義に示されている「物理的な影響」とは、叩かれたり蹴られたりといった身体に被害を受ける場合や、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどのことです。

なお、いじめかどうかの判断は、担任などの限られた教職員だけで判断するのではなく、法第２２条で示されている「学校におけるいじめの防止等の取組のための組織」（田野中学校校内支援委員会　以下「校内支援委員会」）で判断します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で辛い思いをしている生徒がいる場合もあるため、「校内支援委員会」でしっかりと調べて、生徒がどのような思いをしているのかに着目し、いじめかどうかを判断します。

例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいて、その生徒がそのことを知らずにいるような場合もあります。いじめられている生徒本人は嫌な思いをしていない場合であっても、インターネットに書き込みを行った生徒に対する指導等は適切に行わなければなりません。

また、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、すべてに対して厳しい指導をしなくてはならないとは限りません。例えば、親切心で行ったことが相手の生徒にとっては苦痛を感じることだった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝り、教職員が介入しなくても、生徒同士で解決し、良好な関係を再び築くことができた場合もあります。そのような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、１つ１つのケースに応じた柔軟な対応を行うことも必要です。ただし、こういった場合であっても、法が定義している「いじめ」に該当しますので、起こった事案を「校内支援委員会」で情報共有することは必ずしなければなりません。

「いじめ」の中には、「犯罪行為として取り扱われるべき」と判断され、早い段階で警察に相談すべきものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報しなければならないものもあります。これらについては、教育的な配慮を行い、被害を受けた生徒がどうしたいのかを聞いたうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要になってきます。

３　基本方針の目標と大切にしたい視点

いじめの問題をなくすためには、「いじめをさせない」取組を進めることが最も重要です。生徒一人一人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもつことと、そのような学校の雰囲気や社会の風土をつくっていくことが、いじめ問題をなくすことにつながっていきます。いじめの問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた生徒や、勇気をもっていじめを知らせてくれた生徒を、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければなりません。

そして、いじめの疑いがあるものも含めて、学校等が、しっかりとした対応を行っていかなければなりません。その際、「事実はどうだったか」ということを把握することが必要となりますが、一番大切なのは、傷ついている生徒の気持ちに寄り添った支援を行うことです。

また、生徒は人と触れ合うことを通して、様々なことを感じ取り、成長していきます。そういった社会性[*1]を身につけるうえで、生徒たちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに躊躇し、萎縮してしまうようなことはあって

はなりません。このことから、生徒を取り巻く大人たちは「いじめをさせない」「いじめを早く見つけて解決する」「いじめを再び起こさない」を常に意識し、生徒たちを見守り支えていくことが大切になります。

本基本方針の目標は、いじめを防ぐための取組を効果的に進めていくことで、いじめの問題の克服を目指すことです。また、こうしたいじめの問題への取組は、心豊かで安全・安心な学校づくりにもつながっていきます。そこで、以下の５つを大切にしながら、いじめを防ぐための取組を進めていくようにしたいと思います。

(1)　生徒の変化に気づく力を高める

いじめの問題は、学校だけで起こるものではなく、地域社会の中でも起こり得ます。また、生徒同士の人間関係の中だけでなく、大人社会でもいじめやハラスメントなどの問題もあります。大人の人権感覚*2の希薄さが、いじめの一因になっているとも考えられます。

このようなことからも、生徒に関わるすべての人々がしっかりとした人権感覚をもち、生徒の小さな変化に気づく力を身に付けることが必要です。

(2)　生徒たちが「夢」や「志」をもてる社会づくり

「夢」や「志」をもつことは、その実現に向かって着実にやり抜こうとする強い意志とともに、社会をつくっていく一人の人間としてよりよい社会をつくっていこうとする意欲や態度を育むことにつながります。

このことから、生徒たちが、自分の「夢」や「志」をもてるような教育活動を学校が進めることができるようにするとともに、生徒たち一人一人の「夢」や「志」を応援する社会環境づくりが必要です。

(3)　人と人との結び付きを強める

本校では、田野町の教育基本理念「自分の可能性を信じ、夢に向かって努力できる子どもたちの育成」「心豊かで、たくましい人づくり」を踏まえ、生徒が自分の夢に向かって努力できる、生徒が安心して生活できる学校づくりを進めています。このためには家庭、学校、地域と連携し一緒に生徒を見守り、支えていくことが大切であると考えます。生徒同士がつながる、生徒と地域の人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、こうした取組が進んでいくことによって、人と人との豊かな関係がつくりあげられ、いじめを生まない環境を整えていくことにつながっていきます。

＊１ 社会性：コミュニケーション力や協調性、モラル等、社会の一員として生きる上で求められる力

＊２ 人権感覚：人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚のこと

(4)　みんなで生徒を守り、育む

生徒に関わるすべての大人、すべての機関・団体が生徒を見守り、積極的、主体的に関わりながら、生徒のもっている能力や可能性を伸ばしていくことが大切です。

そのため、「みんなでいじめ問題に取り組んでいく」という視点をもって、地域ぐるみで生徒を守り、育てる体制づくりを進める必要があります。

(5)　大人自身が、余裕を持って生徒に接する

大人自身も、生徒たちにゆっくり向き合えるように、身のまわりの環境を整えたり、余裕を持てるよう心がけたりすることが大切です。大人が、心が落ち着く環境や時間を持つことで、生徒たちも安心して過ごすことができ、ゆとりを持って学校生活を送ることにつながると考えます。

＊（R6.11.4 高知県開催「高校生によるいじめ問題についての意見交流会」をもとに加筆修正）

４　本校いじめの現状

本校では、ＳＮＳ等でのトラブルやふざけがエスカレートしたケースや、悪意のない書き込みで相手を傷つけてしまうという事案が発生しています。

本校のいじめの認知件数の現状は、令和５年度３件、令和６年度の２件となっています。そのすべてのケースについて、解消に向けて取り組み、現在解消している状態です。ここ５年間のいじめ解消率は 82.9％となっています。このことは、教職員等のいじめに関する意識が高まったことにより、いじめを積極的に認知し、対応していくようになったことが大きな要因であると考えています。また、本校のいじめ発見のきっかけとしては、「担任が発見したもの」が多くの割合を占めています。生徒とスクールカウンセラー（以下：ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（以下：ＳＳＷ）を含む教職員との関係性を大切にすることで、いざという時に相談しやすい関係ができつつあることも大きな要因の一つであると思われます。

しかし、問題が複雑化かつ長期化するものもありうることやいじめの被害者、加害者双方の心のケアが必要であることもありも、ＳＣ、ＳＳＷといった心理や福祉の専門性を持った職員や教育委員会・警察などの関係機関と密な連携を図っていくことが重要です。また、ＳＣ、ＳＳＷ、養護教諭、学級担任等による教育相談、支援体制づくりを進めるとともに、「いじめをさせない」、「いじめに気づく」取組を推進し、重大化させないよう対応することが大切です。

さらに、ＳＮＳ等インターネット上のいじめは、一旦、発生すると不特定多数の者に情報が流出してしまうことから、解決が難しくなる問題です。スマートフォン等の生徒への急速な普及を考えると、今後、さらに深刻な事態も心配され、情報モラル教育、警察等との連携も重要となってきています。

第２　いじめ防止等の取組

１　いじめ防止等の取組のための組織

本校では、いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため法第２２条の規定に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を置きます。

いじめ防止対策推進法　第２２条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1)　組織の名称

田野町立田野中学校いじめ防止等の取組のための組織（以下：校内支援委員会）

(2)　組織（校内支援委員会）の役割

学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担います。具体的には、次に挙げる役割を担います。

- 本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を担う役割（校内研修の企画、実施の役割を含む）
- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを担う役割（ＳＮＳ等インターネット上のいじめなど、学校だけでは対応が難しい事案も想定され、日頃から警察等関係機関と情報共有を行う役割を含む）
- いじめに早く気づくため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめに早く気づき、解決するため、いじめ（疑いの段階から）に関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、事案に関係する生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導・支援の体制・対応方法の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

(3)　組織（校内支援委員会）の構成

校内支援委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター（養護教諭）、学級担任、ＳＣ、ＳＳＷ等を委員として構成します。

※事案等によりメンバーを絞った支援会の実施や関係の深い教職員を追加することがあります。

２　いじめ防止等の取組

本校は田野町教育委員会（以下、町教委）と連携して、「(1)　いじめをさせない」・「(2)　いじめに気づく」取組を行います。いじめが発生した時（疑いを含む）には「(3)いじめに対応」します。

(1)　いじめをさせない

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、「いじめをさせない」取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論し、自分の意見を表明するといった、いじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、いじめをさせない取組については、いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について教職員の間で共通理解を図り、組織的な協力体制を確立して実践に当たるようにします。

①　教職員の資質能力の向上等について

ア　いじめ問題等に関する研修を実施し、教職員の人権感覚及び感性、「いじめに気づく力」の向上を図ります。

イ　校内授業研修などを通じ、人権教育を基盤とした、豊かな人間関係の中で学び合うよう、授業の質の向上、授業改善に努めます。

ウ　いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進に努めます。

エ　教職員等の言動により、生徒の人権を侵害したり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うようにします。

オ　発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うようにします。

カ　海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人の生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。

キ　性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する生徒の理解の増進について、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、生徒の心身の発達段階に応じた教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等に努めます。

ク　大規模災害等により被災した生徒（以下、「被災した生徒」という）については、被災した生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を学校の教職員が十分に理解し、その生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめをさせない、いじめを早く見つける取組を行います。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

②　生徒の自己有用感*3を高め、自尊感情を育む教育の推進

ア　組織的に肯定的な言葉がけを行うことを心掛け、生徒の自己有用感・自尊感情の育成に努めます。また、自己有用感や自己肯定感*4を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚を育むようにします。

イ　学校のあらゆる場面において、生徒同士をつなげる活動に取り組み、生徒にとって安心・安全な学校、人間関係づくりに取り組みます。

③　人権教育の充実

学校生活全般において、人権尊重を基盤とする教育活動を実践します。教職員自らが率先して人権を尊重する集団を形成することで、いじめを生じさせない温かい雰囲気の学校、学級づくりに努めます。

④　道徳教育の充実

学校で行う道徳教育は、生徒が人間としての在り方を自覚し、よりよく生きていくための基盤となる道徳性を育成することをねらいとしています。いじめの問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生することも多くあり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切であると考えます。生徒の心が揺さぶられる教材や資料に出会うことで道徳性を養い、人権尊重の精神を培うように努めます。

⑤　情報モラル教育の充実

ＳＮＳ等インターネット上のいじめは、「外部から見えにくい」「匿名性が高い」などの性質があるため、生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難です。軽い気持ちで行った行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことがあります。また、インターネット上のいじめは、刑法上*5の名誉毀損罪*6や侮辱罪*7、民事上*8の損害賠償請求の対象となり得ます。

このようなＳＮＳ等インターネット上のいじめの特質等を踏まえ、生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害*9に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行います。また、情報モラル教育を通した未然防止の取組として、教科等（保健体育科、技術・家庭科、道徳科、特別活動等）を横断した取組の充実を促進します。

⑥　法的な側面からいじめを考える教育の推進

いじめは重大な人権侵害であり、いじめの被害者、いじめの加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものです。決して許されないことはもちろんですが、法第４条で児童等によるいじめの禁止が明言されています。また、いじめは刑事罰の対象となり得ることであり、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることでもあります。本校では、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった学習が大切であると考えています。

＊３　自己有用感：自分が誰かの役に立っている、貢献している、他者から必要とされていると感じること
＊４　自己肯定感：ありのままの自分を受け入れる感覚のこと
＊５　刑法：罪と罰に関する法律で、どのような行為が犯罪にあたり、それに対してどのような刑罰が科されるかを定めたもの
＊６　名誉毀損罪：刑法 230 条。公然と事実を適示し人の社会的評価を低下させた場合に成立する
＊７　侮辱罪：刑法 231 条。事実を摘示せず、公然と人を侮辱した場合に成立する
＊８　民事：民間のトラブル解決を目的として権利の保護、被害の回復等を図ること
＊９　人権侵害：不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為をいう

(2)　いじめに気づく

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを学校の教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

①　いじめの実態をつかむ

年２回以上、「いじめアンケート」による調査を実施するとともに、ＩＣＴの活用、個別面談、日記や家庭訪問などさまざまな取組を組み合わせて、いじめの認知に努めるよう求めます。また、生徒一人一人の状態を知り、いじめの早期発見にもつながるよう、Ｑ－Ｕアンケート等、定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等について教職員での情報共有を行います。

さらに、いじめの重大事態化を防ぐため、生徒がいじめの被害を受けた時に、誰にどうやって助けを求めたらよいか、具体的かつ実践的な方法や、いじめのことで友人に助けを求められた時に、どのように対応したらよいのかを学ぶ「ＳＯＳの出し方教育」を推進します。

②　安心して相談できる環境づくり

ＳＣ、ＳＳＷの配置、心の教育センターの相談支援体制の周知を図るとともに、校内支援委員会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制の確立を図ります。そして、「いじめをさせない」取組や「いじめに気づく」取組を通して、いじめの早期解決につなげるよう努めます。組織的な支援を進めるにあたっては、些細なことでも報告し、常に問題を学校全体で共有できる雰囲気や、対応について困った時に、具体的な助言や助力をしてもらえる等、受容的[*10]・支持的[*11]・相互扶助的[*12]人間関係が形成されるよう啓発を行います。

＊10 受容的：相手の思いを受け止められる状態

＊11 支持的：相手の意見や行動などをよいと認め、援助すること

＊12 相互扶助的：互いに助け合い、支え合うこと

(3) いじめに対応する

いじめを発見・通報を受けたとき教職員が気をつける事等について

いじめを発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず直ちに、校内支援委員会に報告・相談し、校内支援委員会を中核として速やかに対応するようにします。

特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、校内支援委員会に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得ることになります。

いじめ防止対策推進法　第２３条第１項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要があります。

いじめを受けた生徒を守り通すことを第一義として、被害生徒や保護者の心情を十分に考慮したうえで、被害生徒の立場に立った組織的・継続的な支援・援助を行うようにします。

一方、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。その際、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、ＳＣ、ＳＳＷ等の心理、福祉の専門家を活用し、ストレスへの対処や自己肯定感・コミュニケーションスキルを高めるといった、再発防止のための適切かつ組織的・継続的な指導及び支援を行うようにします。

指導に当たっては、いじめはいじめられた子どもの人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる必要があります。

これらの対応について、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意するとともに、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むようにします。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情にも配慮して判断します。

①　いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校内支援委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②　被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内支援委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む組織的な対処を確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得る事を踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。さらに、必要に応じ、被害生徒の心のケアを行う。

第３　いじめ対応の共通理解および組織的・計画的な実施

１　方針や取組の検証と評価について

校内支援委員会の機能と取組の活動状況、教職員の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察等との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携取組状況を検証・評価し、さらに取組を深化させる。また、いじめを生まない学校・学級づくりを含めた組織的・計画的な取組のためのチェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。

２　チェックリストの作成・実施

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に〇をしてください。

４…よくできている、３…おおむねできている、２…あまりできていない、１…できていない

１　いじめの防止のための取組

項目		チェック
学校づくり 授業づくり	生徒がなかまとともに学び意欲的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4　3　2　1
	生徒同士、生徒と教師が、「授業でつなぐ・授業でつながる」ことを目指した授業改善に取り組んでいる	4　3　2　1
		4　3　2　1
集団づくり 生徒理解	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4　3　2　1
	生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、生徒一人一人と会話するよう心がけている	4　3　2　1
	安心・安全な学級づくりに努めている	4　3　2　1
		4　3　2　1
生徒指導	生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4　3　2　1
	生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4　3　2　1
		4　3　2　1

教職員の資質能力向上	教師の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4　3　2　1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4　3　2　1
		4　3　2　1

2　いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、生徒の実態把握に努めている	4　3　2　1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織(校内支援委員会)」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4　3　2　1
	生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4　3　2　1
		4　3　2　1
いじめの対応等	被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4　3　2　1
	加害生徒への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4　3　2　1
	被害生徒、加害生徒の心のケアに、ＳＣ等と協力して取り組んでいる（未然防止も含む）	4　3　2　1

3　家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目	チェック
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4　3　2　1
生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4　3　2　1
ＰＴＡ活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4　3　2　1
	4　3　2　1

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト【教職員用】（例）｜高知県庁ホームページ（kochi.lg.jp）

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/ijime-checklist.html （アクセス　R6.10.29 12:00)をもとに加筆修正）

３　いじめの発見から解決まで

(1)　いじめ対応の基本的な流れ

いじめの情報キャッチ
（気づき・訴えの受信）

○田野中学校いじめ防止等の対策のための組織（校内支援委員会）を招集、報告する。

○いじめられた生徒（被害生徒）を徹底して守る。

↓

実態把握、情報収集

○当事者（双方）、周りの生徒から聴き取り、記録する。（複数名で個別に対応し聴き取りを行う。）

※被害生徒→周りの生徒→加害生徒　の順もしくは、並行して行う。

○管理職を中心に関係職員と情報を共有し、正確に把握する。

↓

指導体制、方針決定

○緊急度を確認する。

○すべての教職員と共通理解を図る。

○対応する教職員の役割分担を検討する。

↓

生徒への指導・支援

○被害生徒を保護し、心配や不安を取り除く。

○加害生徒（周囲にいた生徒を含む）に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

↕

保護者との連携

○事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い（複数教員対応）、事実を正確に伝える。丁寧に対応を伝え理解を得るように努める。

○経過報告をこまめに行い、意向の確認を欠かさず行い、協力を得るように努める。

↓

今後の対応

○継続的に指導や支援を行う。

○ＳＣ、県教委緊急支援チーム等の派遣も含め、心のケアに努める。

○心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校・学級経営を行う。

○ＰＴＡ・地域・関係機関との連携を図る。

(2)　事実確認と支援・指導について

①　被害生徒（いじめられた生徒）への対応

【被害生徒に対して】

・事実確認とともに、まずつらい気持ちを受け止め共感する。

・「全力であなたを守る」という教職員の姿勢を伝える。

・「あなた（のいうこと）を信じている」という思いを伝える。

・事実や内容を一つ一つ正確に押さえるとともに、当事者が何について、どう感じているのかを受容的・共感的に聴く。

・当事者の気持ちを確かめながら聴く。

・話してくれたことに、感謝の気持ちを伝える。

・生徒の気持ち、意向も尊重しながら個人や学級全体への具体的な対応について一緒に考える。

※把握したい事実

①いつ頃から、②誰にどんな行為をされたか、③そのときどう感じたか、

④今どう思っているか、⑤周りの友達の様子はどうか

【保護者に対して】

・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い（複数教員対応）、事実を正確に伝える。対応方法を丁寧に伝え理解を得るように努める。

・学校として被害生徒を徹底して守ることを伝える。

・経過報告をこまめに行う。意向の確認を欠かさず行い、協力を得るように努める。

・被害生徒のことを第一に一緒に考え、共に支えていきたいことを伝える。

・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

・家庭での生徒の変化等にも注意してもらい、家庭との協力体制を確認する。

・継続して、家庭と連携を取りながら、解決に向かって取組むことを確認する。

②　加害生徒（いじめた生徒）への対応

【加害生徒に対して】

・いじめの事実について、受容的に聴く。

・納得できないことや矛盾点などは、率直に伝え、事実関係を確認する。

・気持ちや状況などについて話を聞き、加害生徒の背景にも目を向け指導する。

・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

・速やかに家庭訪問を行い（複数教員対応)、誤解を招かないように誠意をもって事実関係を直接伝える。「たとえ、悪気がなくてもいじめられた生徒が苦痛を感じていればいじめである」ことを説明するとともに、傷ついた生徒や保護者がどんな気持ちでいるのかを伝える。

・常に生徒のために一緒に考え、支えていく姿勢を示す。生徒のことで、当面気を付けていかなければならないことを一緒に検討していく。

・自分の子どもがいじめていると知った保護者の怒りやつらい気持ち、相手方への謝罪の気持ち、今後への不安などをしっかり受け止め聴いていく。

③　周囲の生徒への対応

・被害生徒の秘密を守り、その上で、当事者だけの問題にとどめず、学級・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する立場への転換を促す。

・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を学級・学校全体に示し、あるべき集団の在り方等について指導する。

・はやし立てたり（観衆)、見て見ぬふりをする（傍観者）行為も、いじめを肯定していることにつながることを理解させる。

・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

・心の通う温かい学級（学校）を築いていくために、一人一人がかけがえのない存在であることを伝えていく。

④　地域・関係諸機関との連携

学校の指導・支援だけでは解決が困難な場合、適時適切に地域や関係諸機関と連携を図る。県教育委員会緊急支援チームの活用など組織で対応をしていく。

⑤　継続支援と再発防止（ＰＤＣＡサイクルの活用）

・生徒たちの心のケア

・学校・家庭が一体となった取組

・取組の再点検

(3)　ネット上のいじめへの対応

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

ネット、ＳＮＳ等への不適切な書き込み、写真、動画の投稿等があった場合、問題の個所を確認し、その個所を印刷、保存等するとともに、校内支援委員会へ報告し対応を協議する。関係生徒への聞き取りを行い、被害生徒の心のケア等必要な措置を講ずる。

書き込みや投稿等の削除については、被害生徒の意向を尊重しながら、教育委員会、警察署や地方法務局、ネットパトロール等の外部機関と連携して対応する。また、当該生徒、保護者の心のケア（カウンセラー、相談機関等の紹介を含む）に努める。

また、情報モラル教育を推進し、「情報の発信者」「情報を受け取る側」の知識や心構え等を学習する機会を設けるようにする。

４　年間指導計画

月	関連する教育活動		サイクル	学校いじめ校内支援委員会
	学校行事等	いじめに係る取組内容項目番号※		取組内容・備考（※）
3	学校運営協議会①	いじめ防止基本方針の確認①	P	いじめ防止基本方針の確認
4	職員会・校内研修	いじめ防止基本方針の確認① 運営方針と役割分担の確認③	P	いじめ防止基本方針の確認
	入学式・始業式	いじめ防止に関する生徒・保護者への説明①	D	
	参観日・ＰＴＡ総会	いじめ防止に関する保護者への説明①	D	運営方針と役割分担の確認
	家庭訪問・学級担任との面談（保護者）	保護者との関係づくり① いじめに係る情報収集②	D	
5	情報モラル研修	情報機器利用・ネットいじめ④	D	
	学校運営協議会②	いじめの取組の評価・改善⑥	ＣＡ	いじめ基本方針の修正等
6	授業研①	授業改善のための取組①	D	
	生徒総会	いじめ問題に係る取組①	D	
	校内研修①	教職員の人権感覚の向上④	D	
	いじめアンケート①	いじめの早期発見・早期対応②	ＣＡ	調査結果集約・対応検討
7	教育相談①	いじめに係る情報収集②	D	
8	校内研修②	教職員の人権感覚の向上④	D	
	教職員検証	チェックリストによる検証（1 回目）⑤	C	いじめの取組の中間検証
9	学級担任との二者面談	いじめの早期発見・早期対応②	D	
11	授業研②	授業改善のための取組①	D	
	いじめアンケート②	いじめの早期発見・早期対応②	ＣＡ	調査結果集約・対応検討
	学校運営協議会③	いじめの取組の評価・改善⑥	ＣＡ	いじめ基本方針の修正等
	学校評価（教・保）※1	いじめ防止基本方針の評価⑥	C	※1：教職員・保護者
12	教育相談②	いじめに係る情報収集②	D	
2	教職員検証	チェックリストによる検証（２回目）⑤	C	
3	学校運営協議会④	いじめの取組の評価・改善⑥	ＣＡ	
	職員会	いじめ防止基本方針の変更案の検討・決定⑥	P	いじめ防止基本方針の決定

学級での構成的グループエンカウンター（各クラス毎月実施）：人間関係づくりの取組①

※項目番号　①いじめ防止のための取組　②早期発見・早期対応の在り方　③教育相談体制・生徒指導体制の確立

④教員の資質向上に資する校内研修の充実　⑤チェックリストの作成・実施　⑥基本方針のチェックと見直し

第４　重大事態への対処

１　町教委又は学校による調査

あってはならないことですが、重大事態が発生した場合の調査の在り方について定めます。調査については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年８月改訂 文部科学省）を参考として、適切に対処します。

(1)　重大事態の発生と調査

いじめ防止対策推進法　第２８条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

１　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1)　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2)　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３　第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

①　重大事態の意味

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

○　子どもが自殺を企図した場合

○　身体に重大な傷害を負った場合

○　金品等に重大な被害を被った場合

○　精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。

第１項(2)の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とします。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町教委又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

また、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。子ども又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

②　重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は町教委を通じて、田野町長へ事態発生について報告します。

③　調査の趣旨及び調査主体

重大事態に係る事実関係の調査を行うに当たっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとらわれるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該子どもに対する適切な支援につなげていくことが最も重要です。

調査の主体は、学校又は町教委となります。なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同じようないじめの発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教委が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教委において調査を実施します。

学校が調査主体となる場合であっても、町教委は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行うこととします。

④　調査を行うための組織

学校は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けます。

学校が調査の主体となる場合、法第２２条に基づき学校に設置されている校内支援委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることを検討します。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるＳＣ、ＳＳＷ等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

⑤　事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか（どのようなことをされたのか）、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

町教委及び学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければなりません。

ア　いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍している生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行います。

その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とします。また、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めるとともに、いじめられた生徒の事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

さらに、町教委がより積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たります。

イ　いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、いじめられた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。調査方法としては、在校生や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行います。

（自殺の背景調査における留意事項）

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。その際、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成２６年７月文部科学省・生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にします。

○　遺族の要望･意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行います。

○　在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。

○　遺族に対して、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておきます。

○　できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努めます。

○　情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行います。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応します。

⑥　調査実施におけるその他の留意事項

ア　重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、在校生や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあります。町教委又は学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行います。

イ　事案の重大性を踏まえ、いじめた生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な支援をするなど、いじめた生徒の立ち直りを支援します。また、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要であると考えています。

ウ　いじめの態様が犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、警察と連携して対処するものとし、いじめられた生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるようにします。

(2)　調査結果の提供及び報告

> **いじめ防止対策推進法　第２８条第２項**
>
> ２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

①　いじめられた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

町教委又は学校は、いじめられた生徒及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、適時・適切な方法で情報提供を行います。

その際、他の生徒のプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。

また、アンケート調査の結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意します。

②　調査結果の報告

調査結果については、町長に報告します。

調査結果の説明を踏まえて、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付します。

・・・